

福岡県公報

平成20年11月21日
第2900号

目次

告示(第1876号 - 第1900号)

国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) 1
石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所への指定の解除	(消防防災課) 2
市の字の区域の変更	(市町村支援課) 2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 3
公共測量の終了	(県土整備総務課) 3
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 4
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 4
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) 4
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) 5
農地法に基づく土地配分計画の作成	(農山漁村振興課) 5
第1種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 7

土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 7
土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 8
土地改良区の成立	(農村整備課) 8
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9

公 告

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(教育庁財務課) 9
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(社会活動推進課) 10
港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	(港 湾 課) 10

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 10
----------------------------------	-------------	----------

正 誤

開発行為に関する工事の完了(平成20年11月福岡県告示第1812号)		
中正誤	 11
市街地再開発組合の設立の認可(平成19年12月福岡県告示第2291号)		
) 中正誤	 11

告 示

福岡県告示第1876号
 国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

飯塚市	平成14年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	勢田の一部	平成20年11月5日
行橋市	平成19年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	南大橋五丁目	平成20年11月5日

福岡県告示第1877号

昭和51年9月福岡県告示第1392号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解除したので、告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

特別防災区域名	事業所名	所在地
北九州地区	三井物産エネルギー物流株式会社小倉油槽所	北九州市小倉北区西港町97番地の2

福岡県告示第1878号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやま市長からみやま市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営山川地区土地改良（区画整理）事業の換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を山川町甲田字石橋に編入する。

町	字	地 番
山川町甲田	指 口	1166の一部、1167の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

2 次の区域を山川町甲田字指口に編入する。

町	字	地 番
山川町甲田	石 橋	1130の1の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部		

福岡県告示第1879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕支21	みらいケアプランサービス	糟屋郡宇美町宇美1丁目8-12	20・9・1	居支
粕居74	みらいデイサービスセンター	糟屋郡宇美町宇美1丁目8-12	20・10・1	通介・予通介
福津居32	ハッピーデイサービスゆーあい	福津市中央6丁目11-12	20・10・1	通介・予通介
田川居245	EVERSTAGE	田川郡赤村大字赤4548-3	20・11・1	訪介・予訪介
田川居246	デイサービス野田	田川郡添田町大字野田1765-2	20・11・1	通介・予通介
田川居243	指定訪問介護サービスらぼーる	田川郡福智町赤池544-34	20・9・1	訪介・予訪介
田川居244	デイサービスきぼう	田川郡川崎町大字池尻329-1	20・11・1	通介・予通介
大居181	小規模多機能桜の家	大牟田市大字橋字原の前1494-1	20・9・1	小居・予小居

大居180	デイサービスセンターゆず	大牟田市大字橘字原ノ前 1494 - 1	20・8・1	認通・予認通
大川居30	メディセーフ「あんしん館」	大川市大字小保177	20・11・1	小居
田川居247	グループホーム幸	田川郡大任町大字今任原 3401 - 116	20・9・1	認共・予認共
築介76	医療法人宮崎リハビリテーション医院	築上郡築上町大字東八田845 - 1	20・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管

福岡県告示第1880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居14	デイサービスセンターゆず	天光園デイサービスセンター	大牟田市大字宮崎1695 - 2	20・8・1
直居56	特定非営利活動法人ボランティアちくほう訪問介護直較事業所	特定非営利活動法人ちくほう結訪問介護直較事業所	直方市須崎町8 - 3	20・10・10

飯居19	特定非営利活動法人ボランティアちくほう訪問介護事業所	特定非営利活動法人ちくほう結訪問介護事業所	飯塚市立岩1605 - 2	20・10・10
田居49	特定非営利活動法人ボランティアちくほう訪問介護田川事業所	特定非営利活動法人ちくほう結訪問介護田川事業所	田川市大字糺2156 - 1	20・10・10

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像居28	訪問看護ステーションむなかた	宗像市東郷6丁目1 - 1 原道会第2ビル	宗像市東郷6丁目2 - 19	20・10・14
行居44	有限会社今元ケアサービス訪問看護ステーション	行橋市大字元永1898	行橋市大字稲童4042 - 7	20・4・1
大居14	天光園デイサービスセンター	大牟田市大字橘字原ノ前1494 - 1	大牟田市大字宮崎1695 - 2	20・8・1
飯支76	伊川ケアプラザセンター	飯塚市伊川87 - 5	飯塚市赤坂614 - 7	20・10・11
行居10	有限会社今元ケアサービス	行橋市大字元永1898	行橋市大字稲童4042 - 7	20・4・1

福岡県告示第1881号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区中尾三丁目地内	平成20年11月1日

福岡県告示第1882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宰生62	いなだ医院	太宰府市大字大佐野643 - 3	太宰府市大佐野4丁目16 - 2	19・11・27

福岡県告示第1883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生331	ふたばこどもクリニック	糟屋郡粕屋町大字内橋300 - 1 - A	20・11・1
粕生332	しもはし内科クリニック	糟屋郡粕屋町大字内橋字横枕300 - 1 - B	20・11・1

糸生133	整形外科 くどうクリニック	糸島郡二丈町大字深江1783 - 1	20・11・1
大生434	こはまクリニック	大牟田市小浜町95番地6	20・11・1
粕生歯32	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192 - 1	20・10・1
う生歯14	田村歯科医院	うきは市吉井町223 - 4	20・10・1
粕生薬130	タカラ薬局 内橋	糟屋郡粕屋町大字内橋300 - 1	20・11・1
古生薬24	大信薬局 千鳥店	古賀市舞の里3丁目5 - 18	20・10・1
筑紫生薬65	まどか調剤薬局二日市店	筑紫野市二日市中央6丁目6 - 20	20・11・1
朝生薬20	コーヨー薬局ちくぜん店	朝倉郡筑前町篠隈141 - 2	20・11・1
大生薬162	グリーン薬局 くぬぎ店	大牟田市大字歴木字平野山1841 - 2	20・11・1
大生薬163	はーぶ薬局 小浜店	大牟田市小浜町95番8	20・11・1
田川生訪10	あい愛田川訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字池尻993 - 1	20・10・1

福岡県告示第1884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
朝倉生歯1	原田歯科医院	朝倉市甘木1786	20・9・4
う生歯6	田村歯科医院	うきは市吉井町223 - 4	20・9・30

古生薬13	有限会社あおい薬局千鳥店	古賀市舞の里3丁目5-18	20・9・30
大野生薬51	調剤薬局そよかぜひらの	大野城市牛頸3丁目2-7	20・9・30

福岡県告示第1885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
小生歯41	かなざわ歯科クリニック	小郡市大板井391-4	20・9・30

福岡県告示第1886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

古生52	医療法人豊實会やまびこ診療所	古賀市花見南2丁目7-24	古賀市花見南2丁目11番1号	20・10・1
筑紫生129	ひろたこどもクリニック	筑紫野市大字針摺30-10	筑紫野市針摺東3丁目2-13	20・9・5
福岡生歯92	せき歯科医院	筑紫郡那珂川町大字田野間田320-19	筑紫郡那珂川町仲2丁目1番25号	20・10・27
行生訪9	有限会社今元ケアサービス訪問看護ステーション	行橋市大字元永1898	行橋市大字稲童4042-7	20・4・1

福岡県告示第1887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
八女生柔12	稲員修司（稲員鍼灸整骨院）	八女市本町2-646	20・9・29
豊生柔5	江崎 悟（えさき整骨院）	豊前市大字吉木458-1	20・10・1

福岡県告示第1888号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、次のように土地配分計画を作成したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

地区名	所 在			増 反	
	市町村	大 字	字	予 定 売 渡	
				口 数	面積 (平方メートル)
朝倉村地区	朝倉市	山田	平川	1	171

福岡県告示第1889号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
西小倉駅前第一地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成19年12月から平成23年12月まで
- 3 施行地区
北九州市小倉北区室町二丁目77 - 1の全部、77 - 2の全部、78 - 1の全部、78 - 2の全部、79の全部、80の全部、81の全部、82の全部、83の全部、84の全部、85の全部、86の全部、129 - 3の全部、129 - 4の全部、130 - 1の全部、130 - 2の全部、130 - 3の全部、130 - 4の全部、130 - 5の全部、130 - 6の全部、130 - 7の全部、130 - 8の全部、130 - 9の全部、130 - 10の全部、130 - 11の全部、114の一部、129 - 2の一部及び無番地の一部
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区室町二丁目6番1号
- 5 設立認可の年月日
平成19年11月22日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成20年11月12日

福岡県告示第1890号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市菩提寺字芦塚788 - 4から788 - 9まで、793 - 1から793 - 12まで、800 - 2、932、987の一部及び989の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉市上秋月1373番地1
独立行政法人水資源機構 小石原川ダム建設所長 薬師寺 公文

福岡県告示第1891号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷字五反間133番6及び133番8から133番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市大井932番地
三山 隆幸

福岡県告示第1892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	新飯塚 停車場線	飯塚市芳雄町841番1先から 同市吉原町557番11先まで

福岡県告示第1893号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年11月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人喫茶「やすらぎ」
 - 代表者の氏名
吉野 武夫
 - 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号北九州市総合保健福祉センター内
 - 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1894号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年10月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人健康増進NPOセンター
 - 代表者の氏名
中村 英隆
 - 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区上上津役4丁目22番2号
 - 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、一般市民に対して、医師や薬剤師の協力を得て健康増進の支援に関する電話相談やセミナー及び研修会などの事業を行い、もって健やかで心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、医師・薬剤師・管理栄養士・食養生士・民間療法士・食育アドバイザー等の専門の講師の協力を得て、健康講演会やセミナー、研修会等を行うこと、また自然農園「さんかんしおん」を通しての食育推進活動や子育て支援活動を行うことによって、健やかで心豊かな人間づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1895号

矢部川左岸土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
木下 秀彦	みやま市高田町北新開910番地 2
佐田 修	" 瀬高町太神27番地 3
今村 保則	" " 下庄219番地 1
壇 信行	" " 小川917番地
樺島 孝之	" " 松田1555番地 1
坂田 勝彦	" " 坂田1038番地 2
吉開 正義	" " 小田54番地
田中 保徳	" " 高柳699番地
鬼丸 岳城	" " 文廣1165番地
橋本 欣二	" " 本吉993番地 2
松尾 吉秋	" 高田町海津1741番地
猪名富 久人	" 山川町清水951番地
西山 種久	" 高田町永治259番地 1
山田 一昭	" " 黒崎開440番地
檜原 利行	" " " 1907番地
原田 澄男	" " 徳島579番地
四羊田 敏光	" " 江浦541番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地
杉野 正勝	" 大字倉永3371番地

2 就任監事

氏 名	住 所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地 1
中村 榮作	" 高田町今福99番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

福岡県告示第1896号

福岡市金武西土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
牛尾 澤太郎	福岡市西区大字金武284番地 1
三角 正弘	" " 1180番地
牛尾 俊幸	" " 608番地 1
藤崎 正一	" " 1154番地 8
典略 徳信	" " 1044番地

2 就任監事

氏 名	住 所
宮武 信行	福岡市西区大字金武223番地
山北 文夫	" " 289番地

福岡県告示第1897号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
福岡市長峰土地改良区	平成20年11月5日

福岡県告示第1898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営元松原地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成20年11月21日から 平成20年12月22日まで	遠賀郡岡垣町役場

福岡県告示第1899号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字立明寺432 - 1、432 - 3、432 - 10から432 - 12まで、434 - 1、434 - 4、434 - 5、435 - 1、435 - 7、435 - 8、439 - 1、439 - 3、440 - 1、440 - 4、440 - 5、441 - 1、442 - 1、443 - 1、443 - 5、444 - 1、444 - 4、444 - 5、445 - 1から445 - 6まで、447、448 - 1から448 - 3まで、459 - 1から459 - 3まで、465 - 1、465 - 3、466 - 1、466 - 4、466 - 5、467 - 1、467 - 2、468 - 1、468 - 3から468 - 6まで、469 - 1から469 - 5まで、470 - 1、470 - 3、470 - 4、471 - 1、480 - 4、480 - 6、481 - 5、481 - 9、481 - 10、484 - 2、484 - 4から484 - 6まで、486 - 1から486 - 4まで、487 - 1、487 - 3、487 - 4、488 - 1、488 - 3から488 - 5まで、489 - 1、489 - 3、489 - 4、490 - 1、490 - 3、490 - 4、491 - 1、491 - 5から491 - 7まで、492 - 1、492 - 5、492 - 6、492 - 7、493 - 1、493 - 2、494 - 1、494 - 5から494 - 7まで、545 - 1、545 - 4から545 - 6まで、546 - 1、546 - 3、546 - 4、547 - 1、547 - 2、548、549 - 1、550 - 1、550 - 4、550 - 6、553 - 5、558 - 2、558 - 6、558 - 10から558 - 12まで、559 - 1、559 - 3、559 - 4、561、562、563、564 - 1、564 - 2、565 - 1、566 - 1、566 - 3から566 - 5まで、567 - 1、568 - 1、569 - 1、570 - 1、570 - 3、570 - 4、571 - 1、572 -

1、573 - 1、574 - 1、575、576 - 1、577 - 1、577 - 5、578、579、580、581 - 1、581 - 4、581 - 5、582 - 1、582 - 2、582 - 4から582 - 7まで、583 - 1、583 - 5、583 - 6、583 - 7、595 - 1、595 - 6、595 - 7、596 - 1、596 - 3から596 - 5まで、597 - 1、598 - 1、598 - 2、599 - 1、600、601 - 1、601 - 3、601 - 4、605 - 1、609 - 1、610 - 4、678 - 1、678 - 4、678 - 5、679 - 1、679 - 3、679 - 4、680 - 1から680 - 4まで、682、683 - 1から683 - 5まで、684 - 1から684 - 3まで、685 - 1から685 - 3まで、688 - 2、688 - 5、689 - 1、689 - 2、691 - 2および691 - 5、並びにこれらの区域内の里道及び水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンモール株式会社 取締役社長 村上 教行

福岡県告示第1900号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市田久二丁目1128 - 116、1128 - 117、1128 - 135、1128 - 136、1138 - 8、1138 - 77から1138 - 86まで、及び1170 - 18から1170 - 31まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区御開3丁目38番1号

日本地所建設株式会社 代表取締役 田邊 久歳

公 告

公告

福岡県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成20年11月21日

福岡県教育委員会

1 意見募集期間

平成20年11月13日から平成20年12月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県教育庁総務部財務課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンターに備え置きます。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年福岡県条例第31号）の改正に伴い所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年11月10日

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定に基づき、苅田港の港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のように開催する。

平成20年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時 平成20年12月5日 午後3時から午後5時まで

2 場所 京都郡苅田町港町29番地

福岡県苅田港務所3階会議室

3 指定しようとする地域

点1から点7までの各点を順次に結んだ線及び点7から点1を結んだ線とに囲まれた陸域

基準点、基点及び点の表示（角度は方向角表示とする。）

基準点 福岡県京都郡苅田町大字苅田字松山1118番地の1地先にある国土交通省国土地理院2等3角点松山（北緯33度48分22秒東経130度59分09秒）

基点 京都郡苅田町大字与原字白石2270番の6地先

基準点から193度23分47秒の方向に5,638.797メートルの地点

点1 基点から307度20分49秒の方向に2,075.815メートルの地点

点2 点1から25度51分14秒の方向に1,129.626メートルの地点

点3 点2から115度51分14秒の方向に50.000メートルの地点

点4 点3から205度51分14秒の方向に1,088.772メートルの地点

点5 点4から127度21分05秒の方向に1,371.814メートルの地点

点6 点5から216度51分00秒の方向に23.000メートルの地点

点7 点6から216度51分00秒の方向に27.000メートルの地点

点1 点7から307度21分04秒の方向に1,413.105メートルの地点

4 利害関係者の申出の方法及び期限

前号に掲げる地域に関して利害関係に有する者で、公聴会に出席して意見を述べたいものは、平成20年11月28日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書面により知事に申し出ること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第377号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に

より告示する。

平成20年11月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年12月11日 (木) 13:30~16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成20年12月18日 (木) 13:30~16:30	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警察署 会議室	添田警察署
平成20年12月19日 (金) 13:30~16:30	大川市大字郷原483番地2 大川警察署 会議室	大川警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・11・7	2894	告 示	1812	22			5		五日市港	五日市南
19・12・5	2759	告 示	2291	35			8		130 - 5	1305 - 5

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号